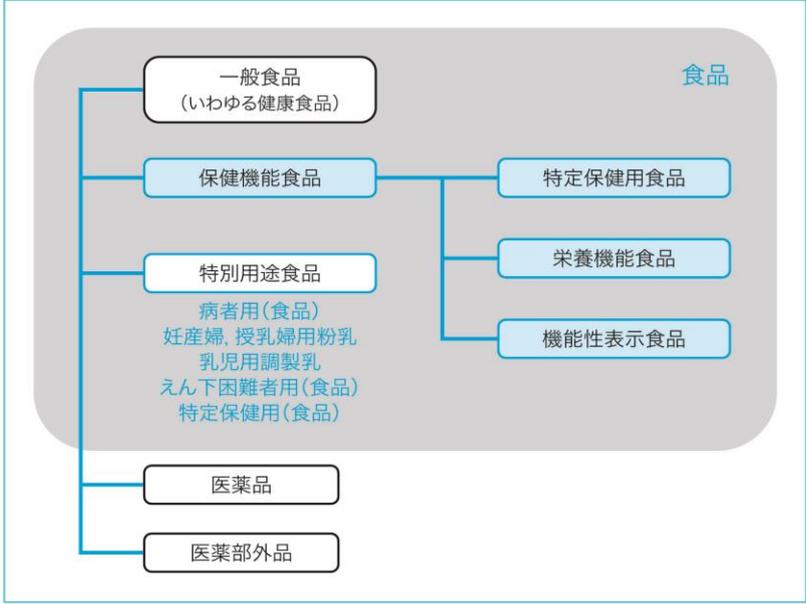
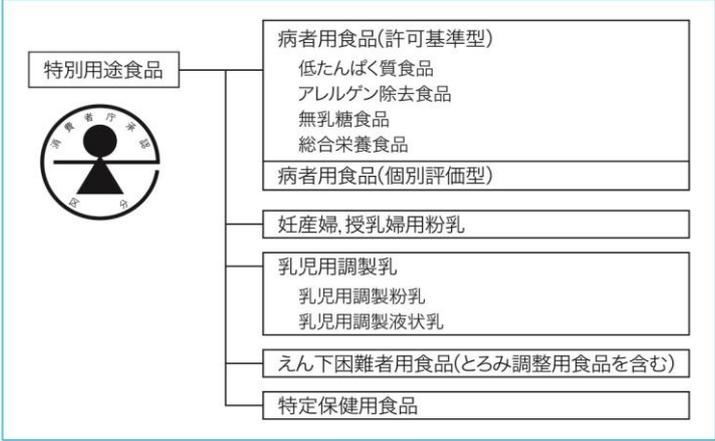


本書の一部内容につきまして、最新情報に基づき以下の通り補足・訂正いたします。

頁	行	訂正前	訂正後
161	図5-5		 <p data-bbox="730 1144 1070 1171">図5-5 保健機能食品の位置づけ</p>
164	図5-7		 <p data-bbox="754 1738 1050 1765">図5-7 特別用途食品の分類</p>

165	1行	乳児用調製粉乳	乳児用調製乳（乳児用調製粉乳，乳児用調製液状乳）
165	↑8～↑4行	<p>c. 乳児用調製粉乳</p> <p>母乳の代替食品としての用に適する旨が表示された食品である。「乳児用調製粉乳」である旨のほか、「赤ちゃんにとって，健康なお母さんの母乳が最良です。母乳が足りない赤ちゃんに，安心してお使いいただけます」といった表示が義務づけられている。</p>	<p>c. 乳児用調製乳</p> <p>母乳の代替食品としての用に適する旨が表示された食品である。乳児用調製粉乳と乳児用調製液状乳がある。「乳児用調製粉乳」「乳児用調製液状乳」である旨のほか、「赤ちゃんにとって，健康なお母さんの母乳が最良です。母乳が足りない赤ちゃんに，安心してお使いいただけます」といった表示が義務づけられている。乳児用調製液状乳（液体ミルク）は，災害時や外出時等における活用が想定される。</p>
208	↑4～↑3行	粘質物はガラクトンにたんぱく質が結合したものであり，	粘質物はガラクトンである。